

確定拠出年金法施行規則の一部を改正する省令案に関する御意見募集(パブリックコメント)
に対して寄せられたご意見について

令和3年7月28日
厚生労働省年金局
企業年金・個人年金課

標記につきましては、令和3年6月3日から令和3年7月2日までインターネットのホームページを通じてご意見を募集したところ、2件のご意見をいただきました。

お寄せいただいたご意見とそれに対する考え方につきまして以下のとおりご報告いたします。

No	ご意見等の内容	ご意見等に対する考え方
1	<p>現在締結している運営管理業務に関する契約には、「事業主報告書」を「企業型記録関連運営管理機関」から所管行政庁に提出することを委託する契約(以下「提出規定」)はありませんが、契約書に「提出規定」がなくとも、新たに改正後の「確定拠出年金法施行規則」の規定が優先され、今般の「確定拠出年金法施行規則」の施行日以降自動的に、「企業型記録関連運営管理機関」から所管行政庁に「事業主報告書」を提出することが義務化されると認識していますが、この考えで間違いはないでしょうか。それとも、「企業型記録関連運営管理機関」から所管行政庁へ「事業主報告書」を提出していただくためには、「企業型記録関連運営管理機関」との間で、所管行政庁へ「事業主報告書」を提出することを委託する契約の締結が必要なのでしょうか。</p>	<p>新たに委託契約をする又は委託契約内容を変更することがなくとも企業型記録関連運営管理機関が業務報告書を厚生労働省に提出することとなります。</p>
2	<p>異論ありません。</p>	<p>御賛同の御意見として承ります。</p>